1　登録番号　第18584号
2　登録年月日　平成21年11月26日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　AVTEN
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ジャパンアグリバイオ株式会社
静岡県浜松市中区板屋町110番地の5

1　登録番号　第18588号
2　登録年月日　平成21年11月26日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　AAMSOU
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Allround Agri Management B.V.
Grote Inghweg 19, 5331PP Kerkdriel, The Netherlands

1　登録番号　第18613号
2　登録年月日　平成21年11月26日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　エベラ168
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

○国土交通省告示第七百十二号

船舶消防設備規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第六十二号）の施行に伴い、並びに船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条、船舶設備規程（昭和九年二月一日逓信省令第六号）第百四十六条の二十五並びに船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二十七条の五及び第四十四条の規定に基づき、船舶の消防設備の基準を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶の消防設備の基準を定める告示等の一部を改正する告示

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正）

第一条　船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節　固定式加圧水噴霧装置（第十五条）」を「第五節　固定式加圧水噴霧装置（第十五条）　第五節の二　固定式水系消火装置（第十五条の二）」に改める。

第十条第一項第一号中へをチとし、ハからホまでを、ホからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　コンテナその他のばら積み以外の方法で貨物として輸送される一般貨物を積載する区域にガスを送るものにあっては、必要なガスの量の三分の二を十分以内に当該区域内の一の場所に放出することができること。

ニ　固体貨物をばら積みする貨物区域にガスを送るものにあっては、必要なガスの量の三分の二を二十分以内に当該区域内の一の場所に放出することができること。

第十条第一項第三号に次のように加える。

ニ　貨物区域に炭酸ガスを放出するものにあっては、貨物の積載の状態に応じて、炭酸ガスの放出量を、管海官庁が適当と認める量に調整できるものであること。

第二章第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二　固定式水系消火装置

（固定式水系消火装置）

第十五条の二　固定式水系消火装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　清水又は海水（消火能力を強化するための薬剤を添加したものを含む。）を送るため必要な管は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ　管が導かれる区画室を明白に示す標示をし、かつ、圧力計が取り付けられた制御弁が取り付けられていること。

ロ　適当なドレン抜き装置が備え付けられていること。

二　前号の要件のほか、ロールオン・ロールオフ貨物区域等の火災を効果的に消火するために管海官庁が適当と認めるものであること。

第十七条第四号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号に次のただし書きを加え、同号を第八号とする。

ただし、第四条の送水管に連結している場合には、管海官庁が適当と認める追加の量の泡原液を備えなければならない。

第十七条第八号の次に次の一号を加える。

九　泡原液は一種類のみとし、最も多く運送する貨物に対し有効な泡原液を供給できるものであること。この場合において、泡による消火が適切でない貨物に対しては、管海官庁が適当と認める追加の措置を行うこと。

第三十一条第四号ニ中「点滅する際に漏火しない」を「使用されるものにあっては防爆型のものである」に改める。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

八　空気を供給する容器を使用する呼吸具にあっては、容器内の空気残量が二百リットルを下回る前に警告を行う可聴警報装置その他使用者に対して警告を行う装置を備え付けなければならない。

（航海用具の基準を定める告示の一部改正）

第二条　航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項に次の一号を加える。

四　第一号及び前項第三号に掲げる装置は、それぞれ互いに独立したものとすること。

（船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正）

第三条　船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の二第十三号中「第六号」を「第七号」に、同条第十四号中「第九号」を「第十号」に、同条第十五号中「第十三号」を「第十四号」に改める。

別表第八（11）ロールオン・ロールオフ貨物区域等の項中「＊5」を「A 30」に、同表備考第二項中「「5」」を「「4」」に改め、同項ホを削る。

別表第九（10）開放された甲板上の場所等の項（11）ロールオン・ロールオフ貨物区域等の欄中「＊」を「A　0」に、（11）ロールオン・ロールオフ貨物区域等の項中「＊」を「A　0」に、「＊5」を「A 30」に改め、同表備考中「及びホ」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第二条　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、第一条の規定による改正後の船舶の消防設備の基準を定める告示（以下「新消防告示」という。）第十条、第十五条の二及び第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　現存船については、新消防告示第三十一条の規定にかかわらず、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　新消防告示第三十二条第二項の規定は、平成三十一年七月一日までの間は、適用しない。

4　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第一項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。